

広島県告示第三十三号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十七年一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

山本整形外科病院	名 称	
安芸郡海田町堀川町二番三三号	所 在 地	
平成二十七年一月四日	撤 回 年 月 日	